

放送大学(広報用)CM制作業務の 企画提案審査公告について

放送大学学園において、下記のとおり企画提案審査を行います。

1. 目的

放送大学（広報用）のテレビCMを制作し、大学のイメージ向上を図るとともに、放送大学の認知度を高め、さらに出願数の増加につなげることを目的とする。

2. 企画提案審査に付する事項

(1) 件名及び数量

放送大学（広報用）テレビCM制作業務一式

(2) 内容

放送大学（広報用）テレビCM制作業務仕様書

（以下「仕様書」という）のとおり

3. 企画提案に参加する者に必要な資格

- (1) 放送大学学園契約事務取扱規程第4条及び第5条の規程に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 有効年度が平成20年度の「全省庁統一資格」において、業種区別が「役務の提供等」であって、A、B又はCの等級に格付けされている者であること。
但し、公益を目的として設置された法人については、この限りではない。
- (3) 放送大学学園から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4. 企画提案書作成要領及び仕様書の交付期間・場所

- (1) 交付期間 平成21年2月9日（月）～平成21年2月18日（水）
- (2) 交付曜日 月曜日～金曜日（祝日を除く）
- (3) 交付時間 10時00分～12時00分及び13時00分～17時00分
- (4) 交付場所 〒261-8586 千葉市美浜区若葉2-1-1
放送大学学園 総務部 広報課（管理棟2階）

5. 企画提案書作成要領で示した書類等の提出先・提出期限

- (1) 提出先
上記4.(4)と同じ
- (2) 提出期限
平成21年2月23日（月）17時00分必着
※持参又は郵送（書留郵便）
- (3) 応募に必要な経費は、全て提案会社の負担とする。

6. 企画提案書の取扱い

企画提案書は本件業務関係者に開示する。また、必要に応じて一般公開あるいは特定の者への開示を行うことがあるので、一切の秘密情報が含まれないものとし、公開にあたって発生しうるリスクについては提案者が負うものとする。

なお、提出された書類は返却しない。また、一旦受領した企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

7. 企画提案に参加する者に求められる義務

- (1) この企画提案に参加を希望する者は、企画提案書を提出期限までに提出すること。
- (2) 企画提案に参加する者は、企画提案書提出後、内容に関し説明や追加資料の提出を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 上記(1)の企画提案書に基づき、役務の提供が可能と判断したものを、審査の対象とする。

8. 無効となる企画提案書

- (1) 本公告に示した参加資格に必要な資格の無い者の提出した企画提案書
- (2) 参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画提案書
- (3) 仕様書等で指定する作成目的、様式、条件に適合しない企画提案書
- (4) 記載すべき事項の内容が記載されていない企画提案書
- (5) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- (6) 関係者に対する工作等不当な活動を行ったと認められる者が作成した企画提案書

9. 受託者の決定方法

提出された企画提案書等を評価・採点する。

審査は審査基準に従い、各項目の得点の合計値の高い提案者を選定する。

なお、審査の内容や経過に関する問合せには応じられない。

10. 審査基準

(1) 広告内容の妥当性等

①表現内容

- ・放送大学の特徴が伝わる内容となっているか。
- ・視聴者の関心をひきつける工夫された作りとなっているか。
- ・視聴者が見て分かりやすいものとなっているか。

②相応しさ

- ・放送大学の広報として相応しく品位を持った内容といえるか。

- ③仕様書の要件を満たしているものであるか。

(2) 実施方法の妥当性

制作方法（ロケ地等）に無理がなく、実現可能なものといえるか。

(3) 受託者に求める要件

(実行能力)

- ① クリエイティブ関係等のスタッフ体制・機構図から、本業務に遂行可能な人員が確保され、製作開始から納品まで一括して業務管理できる体制といえるか。

② 仕様書の記載項目を円滑に実施できる経営基盤を持ち、資金等について十分な管理能力を有していること。

(実績)

過去3年間に行った国（地方公共団体を含む）又は民間企業等のテレビCMの企画制作が優れていること。

(4) 経費の見積額についての要件

本企画に要する経費は適正かつ経済的に積算されているか。

1 1 . 審査の方法

審査基準に基づく書類審査の後、必要に応じてヒアリング（10分程度のプレゼンテーションと質疑応答）を行う。

1 2 . 審査結果の通知

審査結果は電話、FAX又は電子メール等にて通知する。

審査結果の確認については、一切受付ない。

1 3 . 契約書の作成及び契約期間

契約締結にあたっては、契約書を作成する。

契約期間 契約日～平成21年3月31日

1 4 . その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) その他詳細は仕様書及び企画提案書作成要領による。

(3) 業務の実施にあたっては、法令、契約書等を遵守し、放送大学学園と十分な連絡調整を図ること。

(4) 企画提案書の作成のために当方から受領した全ての資料は、当方の了解なく公表・使用することは認めない。

(5) 本公告の企画提案に参加しようとする者は、予め下記15の担当係に連絡すること。

1 5 . 問合せ先

放送大学学園 総務部 広報課

電話：043-298-4758

以上、公告する。

平成21年 2月 9日

放送大学学園 事務局長 池原充洋